

情報システム利用のための基本的ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、「兵庫県立大学情報セキュリティポリシー」に基づいて定められたものであり、兵庫県立大学（以下「本学」という。）が管轄しているネットワークやそれに接続する可能性のある全てのシステム等の利用について、基本的に必要な事項を定めるものとする。

2 利用の開始

（１）認証情報

本学では、教職員、学部・大学院学生（聴講生・特別聴講生及び科目等履修生を含む。）研究生等（以下「利用者」という。）がコンピュータを使って、本学のネットワークのみならずインターネットにアクセスできる環境が用意されている。利用者にこのような環境を提供する目的で、コンピュータとネットワークにアクセスするための利用者ID（アカウント）とパスワードが認証情報として用意され、コンピュータの利用者に貸与・交付される。

（２）情報資源

本学の情報基盤としては、全学的に運営している情報処理教育システムがある。情報資源には、学術情報館が提供しているデータベースのほか、各部局の提供する情報資源、本学のネットワークにつながっている利用者の情報資源、インターネット経由で利用できる情報資源などがある。

（３）利用申請

本学の情報資源を利用するためには、それらが全学のものであるか、各部局のものであるかを問わず、利用申請が必要である。申請が認められると情報資源の利用が可能となる。

3 情報資源の利用

（１）適切な使用

本学の情報資源は、ほとんどのものが本学構成員が共用するものである。そのため、利用者には、多くの人々が情報資源を利用できるだけでなく、情報資源を良好な状態に保つための配慮と協力が求められる。また、個人が管理する情報の機密性を保ちたい場合には、ファイルの暗号化や暗号化通信を利用するといった配慮も必要である。さらに、不必要にシステムに対して負荷をかけるようなことはしてはならない。

(2) 不正なアクセス

認証情報を貸与・交付されていない者は、認証情報などを不正に入手してコンピュータを利用してはならない。不正なアクセスと認められた場合は、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」により刑事罰に科せられることがある。

(3) ハードウェアの無権限の導入、改変、持ち出し

共用のコンピュータ、プリンタ及びネットワーク機器などのハードウェアは、情報資源の重要な構成部分である。これらの情報資源を無権限で改変したり、追加したり、持ち出すことはできない。

(4) ソフトウェアの無権限の導入、改変

共用のコンピュータにインストールされている基本ソフトウェアや、アプリケーションソフトウェアを最高情報セキュリティ責任者の許可なく改変することはできない。インストール権限のないコンピュータにソフトウェアをインストールすることも認められない。

4 情報の受信と生成

(1) 他人の作成した情報への配慮

利用者は、情報の生成にあたって、他人が作成した図、写真、文章、ロゴ、音源、映像及びプログラムなどの情報の適切な利用に配慮し、著作権等を尊重しなければならない。

(2) 目的外利用

本学の情報資源は、主に教育・研究の推進のために設置されている。そのため、利用者は、公用と私用の区別を意識し、設置目的にそぐわない利用をしてはならない。

(3) 情報源の信頼性

インターネットで情報を受信する場合、情報の提供者が良心的であるとは限らない。利用者は、情報内容自体の信頼性だけでなく、コンピュータウイルス、phishing など多くの危険の存在をも意識して、適切な行動をとらなければならない。

5 情報の管理

(1) 問題発生予防

利用者は、問題発生防止のため適切な情報管理を行わなければならない。

(2) 他人のプライバシー

他人から提供される情報には、プライバシー情報が含まれている可能性がある。

たとえば、友人からの電子メールの内容は、通常の封書と同様な慎重な取り扱いが必要である。

(3) 職務関連の情報

職務に関連して作成したり、入手した情報の管理にも十分配慮することが求められる。成績情報、入試関連情報その他、厳重な情報管理の必要なものについては、データのコピー、転送、持ち出しなどについて特別な注意が必要である。例えば、他人の個人情報の入ったノートパソコン及びリムーバブルメディアを外部に持ち出してはならない。

6 情報の発信

(1) 情報発信者の責任

本学では、さまざまな情報資源を活用して、利用者が比較的容易に情報発信のできる環境を提供している。有意義な情報発信には、大きな社会的メリットがある一方、予想外のトラブルを引き起こす危険も含んでいる。よって利用者には、情報発信の意義と危険について十分な認識が求められる。

(2) デマ情報

事実と反する情報、もしくは事実と確認できない情報を意図的に本学のネットワークやインターネットを通じて流してはいけない。

(3) 無権限の情報利用

基本ソフトウェア、アプリケーションソフトウェアなど多くのものが知的財産として法的に保護されている。権利者の許可なく、他人が作成したものを Web ページの作成素材に使ったり、ネットワーク等を介して配布したり、交換することはできない。

(4) 不正なソフトウェア

情報発信がコンピュータウイルスを意図せずに、他人に送付する結果になる場合が少なくない。利用者には、ウイルス防止対策をとる義務があり、意図的に、コンピュータウイルスなどの不正なソフトウェアの作成や配布をすることは当然許されない。

(5) プライバシー侵害

他人のプライバシーに関する情報を自分の Web ページなどに掲載する場合には、適切な判断が求められる。電子メールによる情報発信についても同様の配慮が必要である。

(6) 目的外利用

物や情報の販売を目的にして、本学の情報資源を用いて情報発信することは、認められない。但し、産学連携に関する業務はこの限りではない。

7 利用者の遵守事項

利用者は、「兵庫県立大学情報倫理要領」(平成16年4月1日施行)第2条第3項の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

8 情報の自己管理

利用者は、情報システムを使用して受信し、または送信する情報については、情報システム用設備の故障による消失を防止するための措置(バックアップ等)をとるものとする。また利用者は、やむを得ない事由により情報システム用設備が故障した場合、利用者の情報が消失することがあることをあらかじめ了承するものとする。

9 禁止事項

下記のプログラム等の学内利用は原則として禁止する。但し、教育・研究における必要性が認められ、管理・運用体制が明確である場合には、部局情報セキュリティ責任者(部局長)の判断で利用を許可することができる。なお、利用を許可した場合は対象者及びその IP address など設定に関する情報を最高情報セキュリティ責任者に報告するものとする。

- (1) SoftEther(PacketiX)等 VPN を構築できるプログラム
- (2) P2P 技術を使ったプログラム
- (3) チャット等のできるメッセージ系ソフト
- (4) その他情報システム部会が不相当と認めたソフト

附 則

このガイドラインは、平成18年11月22日から施行する。